

生活道路用柵について

～防護柵の設置基準・同解説の改訂と新しい防護柵技術～

日鐵住金建材(株) 道路・土木商品部 道路・土木商品技術室 山 田 慶 太

1、はじめに

平成 28 年 12 月に「防護柵の設置基準・同解説」（公共社団法人 日本道路協会）（以下、「設置基準」）が改訂された。身近な道路の安全性を高めるために、幅員が狭い道路においても歩行者等を保護できるようにするための柵である「生活道路用柵」を設置する際の考え方等について解説が追加された。車両用防護柵は、幅員が狭い道路の歩車道境界には空間上の制約から設置しにくい場合があり、幅員が狭い道路においても歩行者等を保護できるようにするために、生活道路用柵が開発されている。

2、適用区間

生活道路用柵は、特に歩行者等の安全を確保すべき区間に設置する。図 1 に示す通り、歩行者等の安全で円滑な通行を重視すべき道路が対象となり、都市部の商店街、

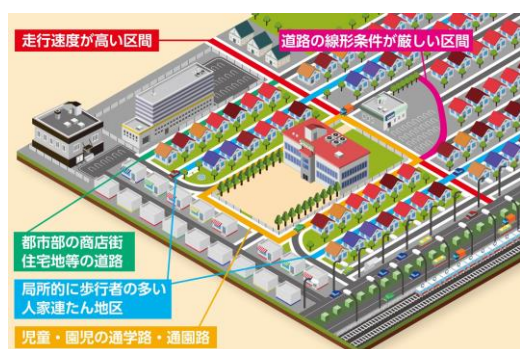


図 1：生活道路用柵の設置区間

住宅地等の狭い幅員の道路が対象となる。児童・園児の通学・通遠路や人家連たん地区、前後区間に比べて走行速度が高い区間や道路の線形条件が厳しい区間への設置により安全性の向上が期待されている。

3、生活道路用柵の仕様

支柱	: □-75×75×4.5
基礎	: コンクリート 450×450×深 700
柵高	: 700mm
ビーム	: ビーム 2 段 (φ 48.6×2.4)



図 2：生活道路用柵の設置イメージ

4、日鐵住金オリジナル Gp-N タイプ

当社は、国土交通省タイプのビーム継手部ボルトを目立たない位置に配置し、景観向上させた日鐵住金オリジナル Gp-N タイプの生活道路用柵も製品化している。

5、おわりに

生活道路用柵が市町村道に採用され普及により歩行者の安全性の向上が期待される。